

# 「全国森林計画」の策定について

平成15年10月  
林 野 庁

## 1 全国森林計画の趣旨

全国森林計画は、森林・林業基本計画に示された目標等を実現するため、農林水産大臣が、森林法第4条の規定に基づき、森林・林業基本計画に即して、森林施業の基準や造林面積等の計画量等を定める15年を1期とする計画。

44の広域流域ごとに計画量を示すこと等により、都道府県知事がたてる地域森林計画、森林管理局長がたてる国有林の地域別の森林計画の規範となる計画。

## 2 策定の時期

現行の全国森林計画は、平成9年4月1日から平成24年3月31日の15年間を計画期間として平成8年に策定（平成13年に変更）。

全国森林計画は5年ごとに策定することとされているが、今回策定する計画については、「財政構造改革の推進に関する特別措置法」との関連で、特例的に7年後の平成15年に、平成16年4月1日から平成31年3月31日の15年間を期間とした計画をたてることと規定。

## 3 計画(案)のポイント

施業基準等については、現行の全国森林計画が平成13年に森林・林業基本計画の策定に伴い、内容の見直しを行っていることから、基本的には現行計画を踏襲して、森林を重視すべき機能に応じて区分し（「水土保全林」「森林と人との共生林」「資源の循環利用林」）、区分毎の基準を示す等によって、適正な森林の整備及び保全を推進。

平成15年の森林法改正によって、計画事項が「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全の基本的な事項」に改正（「保全」が追加）されたことを受けて、森林の保全に関する事項を充実。

目標数値及び計画量については、森林・林業基本計画に示されている目標等の考え方に従って、新たな計画期間に見合う量を計上。